

# 第486回 奈良地方最低賃金審議会 議事録

開催日時 令和2年6月29日（水）午後3時00分

開催場所 奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町163 愛正寺ビル2階

## 1 出席者

公益代表委員	伊東眞一、杵崎のり子、下山 朗、多田 実、深水麻里
労働者代表委員	北尾 亮、松田拓実、水谷圭子、山本 勝、渡邊 茂
使用者代表委員	上村賢司、小西克美、柴田健司、当麻和重
事務局	川村労働局長、恒吉労働基準部長、渡邊賃金室長、 梅澤室長補佐、竿谷賃金調査員

## 2 審議事項

- (1) 奈良県特定最低賃金専門部会の廃止について
- (2) 奈良県最低賃金の改正について（諮問）
- (3) 令和2年度最低賃金等の改正に関する審議の進め方について
- (4) 令和2年度奈良地方最低賃金審議会の審議日程について
- (5) 奈良地方最低賃金審議会運営小委員会の設置及び委員の選出について
- (6) その他

## 3 主要経過・審議結果

### 【梅澤補佐】

定刻になりましたので、令和2年度第1回目の奈良地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。

まず、定足数の確認でございますが、本日は西田委員が所用によりご欠席ですが、定足数を満たしておりますので、本日の審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

### 【渡邊室長】

皆様、こんにちは。この4月より賃金室長に着任いたしました渡邊と申します。委員の皆様方には、大変お忙しい中、令和2年度第1回奈良地方最低賃金審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本年度もよろしく願いたします。

それでは、会議次第によりまして、奈良労働局長の川村よりご挨拶申し上げます。

### 【川村局長】

奈良労働局長の川村でございます。本日は、ご多忙のところ第486回奈良地方最低賃金審議会にご臨席賜りまして、誠にありがとうございます。本日は、令和2年度第1回目の審議会でございますので、開会に際しまして一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、日頃より、労働行政、とりわけ、賃金行政につきまして、多大のご理解とご協力を賜り、この場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、本年3月に予定しておりました当審議会の開催を中止させていただくことになり、各委員の皆様には大変ご迷惑をお掛けいたしました。

奈良県に出されておりました緊急事態宣言は先月解除されておりますが、当局といたしましては、引き続き感染防止に努めることとしており、本審議会におきましても感染防止策を講じた上での開催とさせていただいているところでございます。この場にご参集の皆様におかれましては、かかる対応にご協力いただきましてありがとうございます。

さて、奈良県最低賃金につきましては、昭和48年度に新設発効して以降、改正諮問を重ねてまいりました。

今年度につきましては、先日6月26日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に改定の目安について諮問がなされたところであり、今後、中央における審議の状況を踏まえつつ、奈良地方最低賃金審議会を運営してまいりたいと考えております。

昨年度の地域別最低賃金ですが、奈良県最低賃金は時間額837円で26円の引上げ、または全国加重平均額が時間額901円で27円の引上げと、大幅な引上げとなりました。

そのような状況の中で、本年になりまして、昨年中は予想もしなかった世界中での新型コロナウイルス感染拡大が県内の雇用、経済に大きな影響を及ぼしており、労働局におきましても、雇用を守ることを最優先課題として、雇用調整助成金による雇用

維持の支援、特別労働相談窓口等における様々な労働問題の対応に努めているところでございますが、今後の雇用情勢につきましては予断を許せない状況にあります。

私ども事務局といたしましては、円滑な審議会の運営ができますよう、審議資料の整備、充実に努めてまいります。委員の皆様方におかれましては、新型コロナウイルス感染症による県内の経済、雇用への影響を含め、最低賃金を取り巻く諸般の状況等を総合的にご勘案いただき、ご審議を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上、簡単ではございますが、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

### 【渡邊室長】

議題に入ります前に本年度の当審議会委員につきましては、お手元の資料No.1の名簿のとおりでございます。

ここで、本年度より交代のありました委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

労働者代表委員の前川委員がご退任されまして、そのご後任に北尾委員がご就任されました。また、労働者代表委員の渡邊英一委員がご退任されまして、そのご後任に松田委員がご就任されました。そして、労働者代表委員の手島委員がご退任されまして、そのご後任に水谷委員がご就任されました。以上3名の委員が当審議会に新たに加入されましたことをご紹介させていただきます。

そして、本年度の審議会運営をさせていただきます事務局でございますが、賃金室長である私、渡邊以外の交代はございません。昨年度に引き続きまして、本年度もよろしくお願いをいたします。

それでは、これ以降の議事の進行を多田会長にお願いすることといたします。

### 【多田会長】

本日はご多忙の中、また暑い中、ご出席いただきありがとうございます。

只今から、第486回奈良地方最低賃金審議会を開催いたします。

まず、議事録の署名人を指名したいと思いますが、資料No.2の奈良地方最低賃金審議会運営規程というのがございまして、第7条におきまして「会議の議事については議事録及び議事要旨を作成し、議事録には会長及び会長の指名した委員2名が署名するもの」と規定されておりますので、この規定に基づき、これから本日の議事録の署名人を指名いたします。

労働者側は、山本委員

使用者側は、上村委員

にお願いいたします。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。お手元の次第に従いまして、議題(1)の「奈良県特定最低賃金専門部会の廃止について」でございます。これにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

### 【渡邊室長】

それではご説明いたします。

令和元年度にご審議いただき、改定された3つの奈良県特定最低賃金につきましては、すでに令和元年12月25日に発効しており、令和元年度の奈良県特定最低賃金専門部会はその任務を終了しておりますが、その廃止につきましては法令上審議会の議決が必要とされているところでございます。

本来であれば、前年度中の令和2年3月13日に開催を予定しておりました奈良地方最低賃金審議会でご審議いただくところでしたが、新型コロナウイルス感染症について奈良県内での感染者が増加したとの発表を受け、令和2年3月9日、多田会長の了解を得まして、本審議会の開催を中止させていただいたことから、本件につきましてはご審議いただけていない状況でございます。

従いまして、新年度の冒頭ではございますが、令和元年度の奈良県特定最低賃金各専門部会の廃止につきまして、改めてこの場でご審議いただきたく存じます。

以上でございます。

### 【多田会長】

只今、事務局から説明がありましたように、3つの産業の奈良県特定最低賃金額は改正決定されております。お手元に『最低賃金決定要覧』があると思いますが、この161ページに「最低賃金審議会令」というのがございまして、その第6条第7項に「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」と定められております。そうしますと、本来は前年度の3月に開催予定の審議会にて廃止議決をする予定だったのですが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で会議を開けませんでしたので、今回の審議会の冒頭でこの議決をさせていただくことになったのですけれども、これを廃止することについて異議はないでしょうか。

### 【『異議なし』の声】

「異議なし」ということですので、これを廃止することといたします。

次に議題（2）「奈良県最低賃金の改正について（諮問）」でございます。これにつきましても、まず事務局から説明をお願いします。

### 【渡邊室長】

それでは、奈良県最低賃金の改正につきまして、奈良労働局長より諮問をさせていただきたいと思っております。諮問文の写しをお配りしますので、しばらくお待ちください。

### 【事務局：「諮問文」写しを委員全員に配付】

それでは諮問文を朗読させていただきます。

奈良労発基0629第1号

令和2年6月29日

奈良地方最低賃金審議会 会長 多田 実 殿

奈良労働局長 川村 徹宏

最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づき、奈良県最低賃金(平成7年奈良労働基準局長最低賃金公示第1号)の改正決定について、貴会の調査審議を求める。

以上でございます。

### 【多田会長】

只今読み上げていただいた諮問文について諮問受けることといたします

### 【局長：諮問文を会長に手渡す】

それでは諮問の趣旨につきまして、何か説明がございましたら、お願いいたします。

### 【川村局長】

奈良県最低賃金の改正決定について諮問をいたしましたので、その趣旨等についてご説明いたします。

平成29年3月28日に内閣総理大臣を議長とし、労使の代表も参加した働き方改革実現会議において決定されました「働き方改革実行計画」におきまして、最低賃金につきまして「年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円となることを目指す。このような最低賃金の引上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る。」とされております。

また、令和元年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」においても、最低賃金について「経済成長率の引上げや日本経済全体の生産性の底上げを図りつつ、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組む。」とされており、さらに「より早期に全国加重平均は1000円になることを目指す。」との政府方針が示されております。

そして、本年になりまして、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大という予想もしなかった事態が、我が国の雇用、経済に大きな影響を及ぼしており、雇用の維持が最重要課題の一つとなっております。

県内の雇用情勢を見ましても、本年に入りまして有効求人倍率が低下傾向にある中、4月の有効求人倍率は1.32倍と前月3月から0.08ポイントの低下となりました。これは、平成3年4月以来29年ぶりの大幅な低下でした。

このような状況を受けて、本年6月の「全世代型社会保障検討会議」において、安倍総理から「より早期に全国加重平均は1000円になることを目指すとの政府方針を堅持する一方で、新型コロナウイルス感染症による雇用、経済への影響は厳しい状況にあることから、今は官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題である。」との政府の考え方が示され、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進めるよう、加藤厚生労働大臣に対し指示がありました。

そして、先週6月26日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に改正の目安について諮問がなされたところでございますが、本年度も、奈良県最低賃金の改正決定について、この時期に当審議会においてご審議を始めていただくことが必要との判断の下、只今諮問をさせていただいた次第でございます。

奈良県最低賃金につきまして、新型コロナウイルス感染症の雇用、経済への影響など県内の状況を十分に踏まえていただくとともに、中小企業・小規模事業者の生産性、従業員の家族の生活、地域経済の好循環といった視点にもご配慮いただき、ご審議賜りますようお願い申し上げます、趣旨説明とさせていただきます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

#### 【多田会長】

ありがとうございました。

続きまして、この諮問に関連する資料について用意してもらっていますので、事務局より説明をお願いします。

#### 【渡邊室長】

それでは、ご説明させていただきます。

お配りいたしました資料No.4から順にご覧ください。

No.4は、令和2年6月に発表されました「月例経済報告」でございます。これは、景気に関する政府の公式見解を示す報告書で、内閣府が景気の動向指数に基づいて、毎月とりまとめているものでございます。冒頭の基調判断の部分で経済全般を総括的に評価し、個人消費、設備投資、住宅建設、公共投資、輸出入など個別の要素などの動向についても言及しております。

No.5は、2020年1月から3月期の「第159回中小企業景況調査」の結果について、独立行政法人中小企業基盤整備機構から公表されたものでございます。この調査は、中小企業庁及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が中小企業施策の企画・立案に必要な基礎資料を収集するために、四半期ごとに調査、公表をしているものでございます。対象業種は製造業、建設業、卸売業、小売業、サービス業の5業種で、全国の約19,000社の中小企業が対象となっております。そして、そのうち小規模企業（製造業・建設業は従業員20人以下、卸売業、小売業、サービス業は従業員が5人以下）の占める割合は、原則として80%程度になるように調整されているとのことでございます。

No.6は、近畿財務局奈良財務事務所が公表しております「県内経済情勢報告 令和

2年4月判断」でございます。この報告は経済指標や次のNo.7でご説明いたします法人企業景気予測調査、それに企業ヒアリングなどをもとに、奈良県内の経済概況がとりまとめられたものでございます。

No.7は、No.6と同じく近畿財務局奈良財務事務所が公表しております「法人企業景気予測調査 令和2年4～6月期調査 奈良県下の調査結果」でございます。これは、奈良県に所在する資本金1千万円以上の法人企業（但し、電気・ガス・水道業及び金融・保険業は、資本金1億円以上）107社を対象に経済の状況並びに今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的に実施されたものでございます。

No.8は、「奈良県経済の概況・経済指標（奈良県・全国）」でございます。この資料は、一般財団法人南都経済研究所が発行しております「ナント経済月報 6月号」から、奈良県経済の概況と奈良県と全国の経済指標を抜粋したものでございます。

No.9は、「2020年春闘要求妥結状況」でございます。この資料は、日本労働組合総連合会から発表されたものと、日本経済団体連合会から発表されたもの、そして、奈良経済産業協会様にご協力をお願いいたしまして、集計をしていただきました資料をつけさせていただきました。

No.10は、「令和元年賃金構造基本統計調査（初任給）の概況」でございます。賃金構造基本統計調査につきましては、国が実施する最も重要な統計のひとつといたしまして「基幹統計」に指定されているところでございます。昨年度、前職よりご説明をさせていただいておりますが、平成30年度に賃金構造基本統計調査の不適切な調査の実施について報道がなされたことについて、委員各位にはご心配をおかけいたしました。この令和元年賃金構造基本統計調査につきましては、平成31年3月13日付けで厚生労働省より総務省に対し、不適切であるとされた取扱いについて調査計画の変更申請を行い、令和元年5月16日付けで総務大臣の承認を得て実施されているものでございます。

初任給につきましては、5人以上の常用労働者を雇用されている民営事業所（5～9人の事業所については企業規模が5～9人の事業所に限る）及び10人以上の常用労働者を雇用されている公営事業所から都道府県、産業及び事業所規模別に一定の方法で抽出した調査対象（78,482事業所）のうち有効回答を得た53,867事業所の中から、10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所で、かつ、新規学卒者を採用し初任給が確定した14,942事業所を集計対象としております。この統計につきましては、ご参考までに8ページをご覧くださいと思います。8ページには、付表3としまして、都道府県ごとの、性別、学歴別の初任給及び東京都を100とした各都道府県間の格差が掲載されております。

No.11は、「令和元年賃金構造基本統計調査の概況」でございます。この資料につきましては、ご参考までに申し上げますと、14,15ページに短時間労働者の賃金が掲載されております。また29ページには、「付表11 短時間労働者の性別1時間当たり賃金、対前年増減率及び男女間賃金格差、対前年差の推移」が、30ページには「付表12 短時間労働者の都道府県、性、主な産業別1時間当たり賃金」が掲載されております。ちなみに、この令和元年調査から新規の項目として、外国人労働者

の賃金についての統計が16ページにまとめられています。

No.12は、「定期給与の推移（全国・奈良県）」でございます。この資料は、厚生労働省が奈良県を通して実施しています毎月勤労統計調査の公表結果を、事務局でとりまとめたものでございます。

No.13は、「奈良県の一般職業紹介状況（令和2年4月分）」でございます。この資料は、県内の公共職業安定所（ハローワーク）における状況を奈良労働局の職業安定課がとりまとめ、公表しているものでございます。

No.14は、「令和元年度奈良県の最低賃金改定状況」でございます。この資料は、昨年度（令和元年度）の奈良県最低賃金と、特定最低賃金の改定状況などを、事務局でとりまとめたものでございます。

No.15は、「地域別・年次別最低賃金額及び引き上げ率の推移」でございます。この資料は、地域別最低賃金につきまして、ランク別に過去5年間の改定状況をとりとまとめたものでございます。

本日の審議会では、以上の資料を提出させていただきました。

以上でございます。

#### **【多田会長】**

ありがとうございました。

それでは、先ほど局長からご説明がありました改正諮問の趣旨並びに事務局から資料説明について、何かご質問等があればお受けいたします。

特にないということよろしいでしょうか。

それでは、次に議題（3）「令和2年度最低賃金等の改正に関する審議の進め方について」の審議に入りたいと思います。

まず、事務局から説明をお願いします。

#### **【渡邊室長】**

それでは、ご説明させていただきます。

まず、最低賃金法第25条第2項によりまして、審議会は最低賃金の改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならないとなっております。

同条第3項では、専門部会は、公・労・使同数をもって組織することとされており、その委員の数は9人以内ということとなっております。

また、同条第5項で、最低賃金の改正の決定について調査審議を行う場合は、関係労使の意見を聴くこととなっております。

以上でございます。

**【多田会長】**

ありがとうございました。只今、事務局から説明がありましたように、具体的な調査・審議は、専門部会を設置しまして、また、審議会等で関係労使の意見を聴いて行うこととなりますけれども、「専門部会委員の選任」及び「関係労使の意見聴取」について、事務局から説明をお願いします。

**【渡邊室長】**

それでは、ご説明をさせていただきます。

専門部会の委員につきましては、本審の委員と同様に関係労使からの推薦によりまして、その候補者のうちから任命するという事となっております。

委員の推薦公示につきましては、本日の審議会終了後に行う予定にしております。なお、公示期間につきましては、本日6月29日から7月13日までとする予定でございます。

また、関係労使の意見聴取につきましては、関係労使から意見を聴く旨、及び、意見は意見書の提出をもって行う旨を公示することとされております。その公示につきましては、本日6月29日から7月20日までという予定でございます。

なお、関係労使からの意見聴取につきましては、法の定めにより、意見書の他、当該意見書を提出した者、その他関係労働者、関係使用者のうち適当と認められる者をその会議に出席させる等によりまして、意見を聴くということも併せて定められております。

以上でございます。

**【多田会長】**

ありがとうございました。

それでは、事務局からのただいまの説明につきまして、何かご質問等がありましたらお受けいたします。

特にありませんか。

それでは、本年度の審議会の進め方について、他に委員の皆様から何かありませんか。

**【松田委員】**

すみません。労働者側の松田でございます。よろしく申し上げます。一点だけご提案させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

**【多田会長】**

はい。どうぞ。

### 【松田委員】

はい。今年度の奈良地方最低賃金審議会におきまして、奈良県最低賃金の審議を行うに当たり、最低賃金審議会令第6条第5項の適用についてご提案させていただきたいと思います。

まず、提案に当たりまして、最低賃金法は「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」ことを目的としているものであり、この法の目的を踏まえれば、我々、最低賃金審議会委員は、一日でも早い発効を目指すべきであると考えます。

毎年の最低賃金の審議に当たりましては、各委員ともに日程の確認をいただきまして、10月1日に発効できるよう日程調整していただいておりますが、結果として、10月1日に発効できない審議会日程になることもあり、昨年では最速でも10月5日発効とならざるを得ない日程となりました。

しかしながら、この日程調整に当たっては、審議会が連日開催となれば、公労使それぞれの委員が審議会に臨むに当たって、打合せ等ができないとの意見を踏まえ、最近では公労使ともにしっかりと意思疎通をする時間等に配慮した日程となっているものと認識しております。

最低賃金審議会令第6条第5項はその条文において「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」とあります。

公労使ともにしっかりと意思疎通をする時間等に配慮した日程で最低賃金専門部会（金額審議）が開かれまして、その決議内容については、その審議経過も含めて、専門部会に出席していない公労使それぞれの本審メンバー間での打合せ等、意思疎通も可能であります。であるならば、最低賃金専門部会の決議において、各メンバーの意を受けた各専門部会委員による全会一致の決議を経ることができるのであれば、本審での決議を経ることは要しないとする手続きも可能であると考えております。

以上のことから、奈良県最低賃金審議会における最低賃金審議会令第6条第5項の適用についてご提案させていただきます。

以上です。

### 【多田会長】

只今、松田委員より提案のありました内容につきましては、これまで当審議会では審議したことの無い内容でありますので、まずは「最低賃金審議会令第6条第5項」の適用とはどのようなものかについて、事務局より説明していただけますか。『最低賃金決定要覧』の161ページの第6条第5項のところですね。

### 【渡邊室長】

『最低賃金決定要覧』の161ページの中ほどになります。

最低賃金審議会令第6条第5項につきまして、ご説明させていただきます。

最低賃金審議会令第6条第5項には、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されております。

この条文の趣旨としては、最低賃金審議会の意思決定は原則として総会（本審）の議決によってなされるものであり、専門部会を置いた場合においても、当該専門部会の意思決定がそのままでは最低賃金審議会の意思決定にはならず、改めて最低賃金審議会の議決を経て初めてその意思決定となるものであります。最低賃金の決定及び改正について専門的、技術的事項について調査審議するため設置された専門部会の意思決定については、総会（本審）の議決を待たずに最低賃金審議会の意思決定とすることが合理的かつ効率的である場合も少なくないので、最低賃金審議会はあらかじめその議決するところにより、専門部会の決議をもって最低賃金審議会の決議とすることができるというものです。

当該規定の運用につきましては、本来総会の議決によってなされるべき最低賃金審議会の意思決定を専門部会の決議をもって代えるものであり、その運用に当たっては総会（本審）の意向と明らかに異なる議決がなされないよう慎重に運用すべきものであります。また包括運用ではなく、例えば「奈良県最低賃金の改正」というように、特定の個別事案について行うべきものであります。

本条文の中で、「あらかじめその議決するところにより」と規定されておりますように、本条の適用には事前の議決が必要とされますが、その時期につきましては「あらかじめ」とありますように、答申までに行われればよく、例えば、当該最低賃金の決定の諮問を行う総会（本審）において行うのか、専門部会の審議が相当程度進んだ後に総会（本審）を開いて行うかは自由であります。

また、専門部会では全会一致とならなかった議決については、総会で更なる審議を行う余地もあることから、この条文の運用に当たっては、原則として専門部会での決議が全会一致で行われる場合に限られるべきであり、総会での議決ではこの点を明確にしておくべきであります。

以上でございます。

#### 【多田会長】

ありがとうございました。

松田委員より提案のありました最低賃金審議会令第6条第5項の内容につきましては、只今、事務局の方から説明をいただきました。他の委員の皆様で、ご意見がある方はお受けいたします。

#### 【上村委員】

使用者側の上村でございます。一言意見を述べさせていただきたいと思っております。

ご提案いただきました最低賃金審議会令第6条第5項の件ですけれども、松田委員からもご説明がありましたように、専門部会委員の間で他の委員との連携はあろうかと思っておりますけれども、専門部会で決められた議決に対して、労働局長から委嘱を受け

て本審のこの場に臨んでいる者として、一人の委員として意思を表明する場がなくなるとするのは、大変おかしいことだと思います。ですので、従来どおり各委員がそれぞれの見識を持ちまして、本審の場で専門部会から挙げられました結論について意思表示をすることが、法の趣旨に求められている最低限のことなのかなと考えております。色々ご説明がありましたけれども、あくまでも法に則って各委員の見識ある行動のもとで成り立っている法制度でございますので、それを蔑ろにしながら他に優先すべきものはないと考えております。ですから、専門部会の結論はあくまでも本審からの一定の委員又はその他の委員によって決められたものということで、他の専門部会に出席していなかった本審委員の意思表示をする場面としての本審での採決というのは、大変重要かつ必要なことであると考えているところでございます。

**【多田会長】**

ありがとうございます。

他にございませんか。労働者側はどうですか。

**【松田委員】**

ご意見いただきましたとおり、本審委員の意見を述べる場が減ってしまうというところではございましたが、本審に出席している委員を中心に専門部会という場に改めて委員を選出していただいているというところ、その中で決定機関として委任していただいているところであると考えております。専門部会の中で審議することにつきましては、今回の日程では、委員間で意見を交換していただく時間もあると思いますので、意見交換していただいた内容を専門部会において代表として意見を入れていただければ、専門部会の決定においても本審委員の意見は十分反映されるのではないかと考えております。

**【多田会長】**

ありがとうございます。

**【上村委員】**

失礼いたします。意見を述べて調整した結果、その意思が叶わない結果になった専門部会の結果に対しては、その委員はどのように意思表示をすればいいのでしょうか。

**【多田会長】**

議論は白熱しておりますけれども、今回これまで取り上げたことのない議題ですので、これで終わりにするのではなくて、もう一度持ち帰っていただいて検討・熟慮していただいて最終的にどのようにするかを決めたいと思います。今日はこの程度で議論は終わりにしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

次に議題（４）の「令和２年度奈良地方最低賃金審議会の審議日程について」の審議に入ります。では、事務局から説明をお願いします。

## 【渡邊室長】

それでは、ご説明させていただきます。

最初に、昨年度の審議会の審議経過につきまして、簡単にご説明させていただきます。資料No.16の1枚目、「令和元年度 奈良地方最低賃金審議会 開催状況」をご覧ください。

まず、地域別最低賃金についてご説明いたします。本審の経過でございますが、令和元年6月19日開催の第1回目に会長及び会長代理の選出、審議会運営規程の改正、運営小委員会の設置、委員選出、審議日程の決定を行いました。そして、7月1日開催の第2回目に奈良県最低賃金の改正決定についての諮問を行いました。その後8月1日開催の第3回目に目安の報告と関係労使からの意見聴取を行いました。

次に資料No.16の2枚目をご覧ください。1段目、奈良県最低賃金の専門部会ですが、7月25日に第1回目を開催して専門部会の進め方等を審議し、7月31日に第2回目を、8月1日に第3回目を、8月5日に第4回目をそれぞれ開催し、金額審議を行いました。昨年度につきましては第4回目で結審し、改正金額を本審へ報告することとなりました。そして資料1枚目にお戻りいただきまして、8月9日の第4回目の本審でご答申をいただきました。

続きまして、特定最低賃金についてご説明いたします。本審の経過は今ご覧いただいている資料No.16の1枚目でございますが、8月1日の第3回目で改正の必要性についての諮問を行い、8月9日の第4回目で改正の必要性ありとのご答申をいただきました。それを受けまして、同日に金額改正の諮問を行いました。

次に、専門部会の審議経過でございますが、再び資料No.16の2枚目をご覧ください。上から2段目でございますが、略称で申し上げますが、一般機械器具製造業最低賃金につきましては、9月26日、10月3日、10月17日、10月24日の合計4回、専門部会を開催しましてご審議いただきました。

次に、その下段でございますが、こちらも略称で申し上げますが、電気機械器具製造業最低賃金につきましては、9月20日、10月4日、10月7日、10月21日の合計4回、専門部会を開催しましてご審議いただきました。

最後に、自動車小売業最低賃金につきましては、9月26日、10月1日、10月18日の合計3回、専門部会を開催しましてご審議いただきました。

再度資料1枚目にお戻りください。

以上の専門部会でのご審議を経て、10月25日に開催しました第6回本審でご答申をいただきました。以上が、昨年度の審議経過でございます。

続きまして、本年度の審議日程の案につきまして、ご説明いたします。机上配付をしております「令和2年度 奈良地方最低賃金審議会日程（案）【6～8月（地域別最低賃金関係）】」をご覧ください。

厚生労働省では、毎年10月1日の都道府県最低賃金の発効を目標としているところです。一方、昨年度の奈良県最低賃金の発効日は、委員の皆様の日程などから10月5日でございます。そこで、今年度も委員の皆様のご予定を確認いたしまして、

できる限り早い発効日を模索した結果、(案) 1、(案) 2の10月1日の発効の場合と、(案) 3の10月3日発効の場合の3つの日程案を作成いたしました。これらの案における具体的なスケジュールをご説明いたします。

(案) 1、(案) 2の場合は、8月5日にご答申をいただき、同日から8月20日までを異議申出期間とし、この間に異議の申出がなされましたら、異議審を8月21日に開催してご審議いただくこととし、そしてご答申をいただくことができましたら、官報公示の手続きを経て、10月1日の発効予定となります。

(案) 3の場合は、8月6日にご答申をいただき、同日から8月21日までを異議申出期間とし、この間に異議の申出がなされましたら、異議審を8月24日に開催してご審議いただくこととし、そしてご答申をいただくことができましたら、官報公示の手続きを経て、10月3日の発効予定となります。

ご覧のとおり、(案) 1、(案) 2、(案) 3ともに、第2回目の本審は7月28日(火)で同じになっておりますけれども、専門部会の開催状況によりまして第3回目の本審が8月5日、若しくは6日になるということがございます。これに伴い、第4回本審(異議審)の開催日程も変わってまいります。

ちなみに、(案) 1、(案) 2ともに第3回目の本審は8月5日(水)と同じですが、同日に開催予定としております専門部会の予備日とともに、開催時刻を「午前専門部会予備一午後本審」としているのが(案) 1、専門部会予備、本審ともに「午後一午後」としているのが(案) 2でございます。

なお、9月以降の審議日程につきましては、2枚目になります「令和2年度 奈良地方最低賃金審議会日程(案)【9～R3. 3月(特定最低賃金関係)】」のスケジュールをもとに、改めて日程調整のお願いをさせていただき、開催時期を決定する予定でございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

### 【多田会長】

それでは、本日は本審の第2回目の日程について、これでよいかどうか。第3回目以降については、専門部会の日程次第で変わってきますので、あくまでも可能性ということで、何かご意見はありますでしょうか。

特にないようですので、第2回の本審は7月28日(火)午後1時30分から開催したいと思います。

### 【『異議なし』の声】

異議はないですね。ありがとうございます。

それでは、次回の審議会は公開審議といたします。

次に議題(5)「運営小委員会の設置及び委員の選出について」の審議に入ります。それでは、事務局から説明をお願いします。

### 【渡邊室長】

それでは、ご説明させていただきます。

奈良地方最低賃金審議会運営規程の第3条では、「会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる」と規定されております。

これまで、本審議会では、特定最低賃金改正の必要性につきまして、運営小委員会を設置してご審議をいただいております。

また、運営小委員会の委員の人数は、最低賃金審議会令第6条で、9人以内と規定されていることから、公・労・使各3名の合計9名となっております。

以上でございます。

### 【多田会長】

只今、事務局から説明がありましたように、本審議会では特定最低賃金の改正の必要性につきましては、運営小委員会を設置して審議してまいりました。

本年度につきましても、これまでどおりの取扱いとすることではいかがでしょうか。

### 【『異議なし』の声】

ありがとうございます。それでは運営小委員会を設置することといたします。

次に、運営小委員会の人数ですが、これまでとおり公・労・使各3名、合計9名ということで、いかがでしょうか。

### 【『異議なし』の声】

ありがとうございます。それでは、運営小委員会の人数は、これまでとおり公・労・使各3名といたします。

運営小委員会の委員につきましては、奈良地方最低賃金審議会運営規程の第3条で、「会長が指名する」ことになっております。次回の本審で指名したいと思いますので、まず労・使各側からご推薦をいただきたいと思います。

なお、推薦の期限につきましては、追って事務局より連絡させていただきますので、推薦いただくようお願いします。

次に、運営小委員会に付託する事項でございますけれども、これまでとおり特定最低賃金の改正の必要性の有無の検討と、運営小委員会の審議結果報告書のとりまとめにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

### 【『異議なし』の声】

ありがとうございます。それではこれまでとおり運営小委員会に付託する事項は、

特定最低賃金の改正の必要性の有無の検討と、報告書のとりまとめといたします。  
次に議題（６）の「その他」でございます。事務局から、何かございますか。

**【渡邊室長】**

特にございません。

**【多田会長】**

それでは、次回の本審は、７月２８日（火）午後１時３０分からといたします。場所はここ別館会議室といたします。

次回の本審は、「労使の意見聴取」他となりますが、昨年と同様に公開審議といたします。

それでは、これをもちまして本日の審議会を終了したいと思います。皆様、ご苦勞様でした。